

豊後高田市環境基本条例の解説

私たちが住む豊後高田市は、緑深き山々、美しい海岸部の自然景観や農村集落景観、六郷満山文化ゆかりの史跡をはじめとした歴史文化などの地域資源に恵まれており、この豊かな環境は、市民共有の財産である。

しかしながら、近年の資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、私たちに物質的な豊かさをもたらした反面、環境への負荷を著しく増大させ、自然の生態系へ影響を及ぼし、地域の環境のみならず、すべての生命の生存基盤である地球環境をも脅かすに至っている。

私たちは、自然から多くの恵みを受けていることを改めて自覚し、この恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築を目指していかなければならない。

このような認識に立ち、これまでの日常生活や事業活動を見直し、市、市民及び事業者が互いに連携して環境の保全及び創造と経済発展の両立に取り組み、環境にやさしいまち、住みよいまち豊後高田を実現するため、この条例を制定する。

【趣旨】

この条例では、本市の環境政策の基本的な考え方を包括的に示すため、前文をおいています。

その中で、将来にわたり環境にやさしい豊後高田を実現するためには、環境に配慮した持続可能な循環型社会の構築並びに経済の発展に向けて、市、市民、事業者の各々の役割を明確にし、協働して推進していくことを明示しています。

【説明】

前文は、条例を解釈し、運用する上での基準となるもので、なぜ条例を制定しなければならないかという背景について記載しています。また、本基本条例は、その規律の対象となる政策の方向性を示すもので、本条例を基に施策を展開していくこととなります。

「持続的発展が可能な循環型社会」とは、環境と関わりを有する人間活動の総体としての社会一般のあり方を示したものです。ここでいう「発展」の主体は「社会」であり、社会全体がよりよい方向に向かうことを目指すものです。

すなわち、循環を基調とする社会経済システムを実現することによって、将来の世代が自らの欲求（良好な環境、資源）を充たす能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を充たすような開発（経済発展）が進められる社会を目指します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来において市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、施策を総合的、計画的に推進することによって、現在のみならず、将来にわたって市民の健康で文化的な生活を確保するという、条例の制定目的を明らかにしています。

【説明】

「環境の保全」が現在の環境を良好な状態に保つことに対して、「環境の創造」は、保全にとどまらず、より積極的に良好な環境を作り出すことを意味しています。

また、「総合的に推進」とは、条例に規定する各種施策の連携を図りながら、市の施策や市民、事業者の取り組みを含め、全体として推し進めていくことを意味し、「計画的に推進」とは、将来を見通して、多様な施策を体系的に組み立てて実施していくことを意味しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同

じ。)に係る被害が生ずることをいう。

【趣旨】

本条は、この条例の中で重要な意味をもっている用語について定義したもので、ここに掲げた用語及び内容は環境基本法第2条の規定と同じです。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びにその環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、生物の多様性の確保に配慮し、人と自然が共生していくことを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、すべての者の公平な役割分担の下、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を低減し、環境に配慮した持続的発展が可能な循環型社会の構築が行われなければならない。

4 地球環境保全は、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

【趣旨】

本条は、市民の生活基盤である地域の環境及び人類の生存基盤である地球環境について、現在のみならず将来の世代も環境の恩恵を享受でき、また、良好な状態で引き継いでいけるよう、今後の環境政策を推進する上で、4つの基本理念を定めたものです。

第1項は、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な地域環境を確保し、それを将来の世代に継承していかなくてはならないことを明らかにしたものです。良好な地域環境の確保とその継承について述べているこの規定は、環境に関わる権利と義務の双方を理念として定めたものです。

第2項は、市内には身近な自然が存在しており、市民が自然環境のもたらす恵みを享受できるようにこれらを適正に保全するとともに、自然環境の回復を図るなど、人と自然が共生する都市の実現を目指していかなければならないことを定めたものです。

第3項は、物質的な豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方や大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式及び社会経済活動を問い直し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会経済システムの実現を目指すことを定めたものです。

第4項は、地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の安全かつ健康で文化的な生活を確保する上での課題であること、また、日常生活や事業

活動が少なからず地球環境に負荷を与えていることから、地球環境の保全は、市、市民及び事業者それぞれの日常生活や事業活動において、自らの課題として積極的に推進されなければならないことを定めたものです。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、自らの事務及び事業の実施に当たっては、率先して環境への負荷の低減に努めるとともに、市民及び事業者が行う環境の保全及び創造のための活動に対し、支援又は協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、市の責務として、多方面にわたる環境施策を総合的に企画・立案・実施すべきであることを定めています。また、市自体の事業について環境への配慮を行い、環境への負荷の低減に努めるだけでなく、市民や事業者が行う環境の保全及び創造への支援することを定めています。

【説明】

第4条から第6条は、基本理念を受けて、市、市民及び事業者の各主体が果たすべき責務について、宣言的に規定したものです。

「基本的かつ総合的な施策」は、条例の考え方や内容をもとに具体化した個別施策である環境基本計画を指します。環境基本計画については第8条で述べています。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、資源の循環的な利用、エネルギーの有効活用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出抑制等を進めることにより、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、市民の責務について定めています。廃棄物の排出や自動車の使用といった、生活する上で発生する最も身近な環境負荷を少なくすることに市民一人ひとりが自ら取り組むこと、また、その他の環境の保全及び創造に関する活動や市の環境施策へ協力することを役割として定めています。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造上の支障を防止するため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出抑制等を進めることにより、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、地域の構成員として、地域の環境の保全及び創造に貢献するよう努めなければならない。

4 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、事業者の責務について定めています。法律を守って公害を防止するだけでなく、自然環境をより良い状態にし、環境への負荷をより少なくするなど、環境の保全及び創造に事業者が自ら努めることや、市の環境施策へ協力することを役割として定めています。

【説明】

ここでの事業者の意味は、反復・継続して一定の活動を行う者を指しており、必ずしも営利を目的として事業を営む者のみに限らず、公益事業を営む者も含まれます。また、事業者は、相当の物的・人的能力を有する点で、環境への負荷の量が市民と比較して大きいことから、市民とは異なる規定を置いています。

第2章 基本的施策等

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、並びに生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環

境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- (4) 水や緑に親しむことのできる生活空間の形成、地域の特性を活かした景観の形成、歴史的文化的遺産の保全及び活用等が推進されること。
- (5) 環境への負荷の低減が図られるよう、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されること。
- (6) 環境の保全及び創造を行うに当たって、市、市民及び事業者が協働して取り組むことのできる仕組みが構築されること。

【趣旨】

本条は、環境の保全及び創造に関する施策が、公害防止、自然環境保全等広く対象としており、また、環境配慮、経済的措置、施設整備、環境教育、民間活動の推進など、その施策対象や施策手法が広範多岐にわたるため、基本的な施策の策定及び実施に当たっての基本方針を6項目にわたって規定しています。

【説明】

「施策相互の有機的な連携」とは、次のような意味を含んでいます。

- ① 環境を大気、水質、自然などといった分野別に捉えることにとどまらず総合的に捉える施策を講じること。
- ② 特定の分野の施策についても、助成、施設整備、自主的取組の促進、環境教育など、各種の施策手法を組み合わせることで総合的に施策を講じること。
- ③ 国あるいは大分県、本市など各実施主体の施策、さらには市民や事業者の自主的・積極的な取組の連携を図ること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の基本的方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、豊後高田市環境審議会条例（平成17年豊後高田市条例第162号）第1条に規定する審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは遅滞なく公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

【趣旨】

本条は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本手続として、環境基本法第7条及び第36条の規定に基づき、環境基本計画の策定を義務付けています。

【説明】

環境基本計画は、「環境の保全及び創造に関する基本的な計画」として、市における環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向を示すのみならず、市民、事業者のあらゆる主体の自主的、積極的取組を効果的に全体として促す役割も持つものです。

環境基本計画は、市民及び事業者に対して法律上の義務を課すようなものではありません。しかしながら、すべての主体による積極的な取組が必要とされている今日の環境問題の特質を考えると、各主体における取組を全体として促進するため、市として各主体に期待する取組を計画に位置づけることが必要になります。

※（参考）環境基本法第7条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

※（参考）環境基本法第36条

地方公共団体は、第5節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第9条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

【趣旨】

本条は、市が環境に影響があると思われるような新たな施策を策定若しくは実施する際は、環境基本計画に整合するよう配慮するよう規定しています。

【説明】

市が、開発計画や大規模な工事をする場合、各種の法令を順守することは当然ですが、それ以外のことについても環境基本計画に定めた内容に従って事業を行おうとするものです。

(協定の締結)

第10条 市長は、環境の保全及び創造を図るため、必要があると認めるときは、本市の区域内に事業場等を設置しようとする者又は設置している者との間に環境の保全及び創造に関する協定を締結するものとする。

【趣旨】

本条は、市と事業者が協働して取り組むことで、より環境の保全及び創造が推進されることから、必要に応じて協定を締結する旨を定めています。

【説明】

事業者と結ぶ協定の代表的なものとして公害防止協定があります。事業者においては、各種の法令を順守することは当然ですが、協定を締結することでさらに認識を深めていただき、環境の保全及び創造を推進していただくものです。

(経済的措置等)

第11条 市は、市民及び事業者が自ら行う環境への負荷の低減を図るための活動又は環境保全の活動に対し、必要があると認めるときは、助成、支援その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、環境への負荷の低減を図るための活動又は環境保全活動に対して、市が必要に応じて助成及び支援を講ずるよう定めています。

【説明】

環境に関する機器等の支給及び貸与、補助金等の経済的措置になります。市民及び事業者の自主的な活動を誘導、促進するための措置です。本市ではこれまで下記の事業に助成及び支援をしています。

- ・ 生ごみ減量サポーター事業
- ・ ごみ集積ボックス設置費用補助金
- ・ チャレンジごみゼロ応援事業クリーンアップ運動支援

(環境の保全及び創造に関する施設の整備その他の事業の推進)

第12条 市は、公共下水道、公共的な廃棄物の処理施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、環境の保全及び創造を推進する観点から、公共施設の整備について必

要な措置を講ずるよう定めています。

【説明】

環境の保全及び創造を推進する施設として、環境保全上、直接影響のある公共下水道や廃棄物処理施設を掲げるほか、公園など自然環境に影響する施設等についても事業の推進を図ろうとするものです。

(自然環境の保全等)

第13条 市は、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の適正な保全及び生物の多様性の確保に努めるとともに、人と自然との豊かな触れ合いを確保するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、多様な自然環境を保全及び創造し、市民が自然とふれあえる機会の確保に努めることを定めています。

【説明】

多様な自然環境を保全及び創造することにより、市民が自然と触れ合える機会と生物の多様性の確保に努め、人は自然に触れ合うことにより、人間性の回復や心身の休養といった「癒し」の効果を得ることができます。

また、その触れ合いによって、自然に対する理解を深め、自然に対するモラルや愛情など、自然を大切にする意識を育む事が期待されます。

(資源の循環的利用等の促進)

第14条 市民及び事業者は、持続的発展が可能な循環型社会の実現のため、自らの日常生活及び事業活動を見直すよう努めるものとする。

2 市、市民及び事業者は、持続的発展が可能な循環型社会の実現のため、資源及びエネルギー消費の抑制、資源の循環的な利用並びに廃棄物の減量が促進されるよう努めなければならない。

3 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設、維持管理等を行うに当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

4 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、エネルギー等の利用が促進されるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、持続可能な社会の実現のために市、市民及び事業者は自らの社会活動等を見直し、持続可能な社会の実現のためにそれぞれがすべきことを定めています。

【説明】

資源が消費抑制され、環境への負荷が低減される「循環型社会」を構築していくためには、資源やエネルギーの有効利用に努め、排出するごみを減量することが大切です。そして、市は、公共施設の建設や、その後の維持管理に際して、省資源や省エネルギーを念頭においた施策を推進することや、環境への負荷の低減がされる製品等の利用を促進しようとするものです。環境への負荷の低減に資するエネルギーとは、廃熱・余熱などの未利用エネルギー、太陽熱、風力、雪氷冷熱などの自然エネルギーなどがありますが、その利用において、適正な自然環境や生物の多様性が損なわれないよう配慮する必要があることは言うまでもありません。

(環境教育の推進)

第15条 市は、次に掲げる目的のため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習（以下「環境教育」という。）を充実し、地域及び対象者に応じた内容及び方法による環境教育が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(1) 市民及び事業者が、環境の保全及び創造についての関心と理解を深めること。

(2) 市民及び事業者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動が促進されること。

2 市は、持続的発展が可能な循環型社会の構築に貢献できる人材の育成を目指し、次に掲げる目的のため、家庭、学校、地域、職場等と連携して、環境教育を推進するものとする。

(1) 将来を担う子どもたちが、環境に対する課題を発見し、人としての責任及び役割を理解すること。

(2) 将来を担う子どもたちが、環境に関する行動を通じた思考・判断能力を育むこと。

【趣旨】

本条は、環境の保全と創造についての理解を深め、活動を促進するための環境教育を行うこと、また、持続可能な社会づくりに貢献できる人材を育成するため、環境教育の推進について定めています。

【説明】

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第2条第3項で「この法律において「環境教育」とは、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。」と定められており、「環境教育」には教育と

学習の両方の意味が込められています。

また、将来を担う子どもたちに対する環境教育を重点的に進めるため、第2項を規定しています。学校や幼稚園、保育園と連携して「出前講座」等を行うことにより、子どもたちが様々な経験を通して、幼少期から環境問題に興味を持たせることで、持続可能な社会づくりに貢献できる人材の育成を図ることを目標としています。

(自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する団体が自発的に行う環境美化活動、自然保護活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、自発的な環境の保全及び創造に関する活動を促進するために、市が必要な措置を講ずるよう定めています。

【説明】

環境の保全及び創造を促進していくためには、市民及び事業者等の自発的な活動が重要であり、その積み重ねられた成果が期待されています。活動の具体的な例として、緑化活動、再生資源に係る回収活動、美化活動など環境の保全形成に関する実践活動などが考えられます。

また、必要な措置としては、環境の保全及び創造に係る望ましい活動の表彰、活動の支援等が考えられ、本市においては、下記のような取組を行っております。

- ・ごみゼロぶんどかだ推進大会
- ・エコマネー事業
- ・チャレンジごみゼロ応援事業ボランティア清掃

(環境情報の提供)

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な情報の提供に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市民及び事業者等による幅広い環境の保全及び創造の活動を促進していくために適切な情報を提供するよう努めることを定めています。

【説明】

環境の保全と創造に必要な情報としては、例えば、①現在の環境状況などの情報、②リサイクル、環境美化に関する各種行事や事例の紹介、③自然とふれあえる施設、場所等に関する情報などが考えられます。このような情報を市のホーム

ページやケーブルテレビを活用して、今後も発信を続けます。

(監視等体制の整備)

第18条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査等の体制の整備に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、環境の保全及び創造に関する施策の実施に当たっては、環境の状況の的確な把握が前提となることから、それらを把握するために必要となる監視等の体制の整備に努めることを規定したものです。

【説明】

監視等の体制とは、廃棄物の不法投棄を監視することや、水質検査の実施体制の確保といったことがあげられます。また、体制の整備は、新規に行う必要のあるものだけでなく、現在行われていることに対する更なる整備も含まれます。

(協働による推進)

第19条 市、市民及び事業者は、協働して環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を果たすだけでなく、協働して取り組み、より一層環境の保全及び創造を推進するよう定めています。

【説明】

協働による推進を図るためには、市民の意向を汲み取ることや推進組織の支援などが想定されます。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第20条 市は、環境の保全及び創造に係る広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市が広域的な取組を必要とする施策については、国又は他の地方公共団体と協力して推進に努めるよう定めています。

【説明】

公害対策等の規制に関する指導や河川や道路等広域にわたる問題は、市だけでは対処できないため、国、大分県、そして近隣自治体と連携して対処して進めていこうとするものです。

(財政上の措置)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、環境の保全及び創造についての施策を推進する上で、必要な財政措置について定めています。

(地球環境保全の推進)

第22条 市は、市民及び事業者と協働して、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、海洋汚染の防止その他の地球環境保全に関する施策を推進するものとする。

【趣旨】

本条は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護など地球環境問題の解決のため、行政はもとより、市民及び事業者一人ひとりが、日常生活や事業活動における環境への負荷の低減について、自ら考え行動することが必要なことから、地球全体のことを考えた施策の推進にも努めるよう定めています。

(年次報告等)

第23条 市長は、必要に応じて環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を公表するものとする。

【趣旨】

本条は、必要に応じて環境の状況や実施した施策等の内容を公表する旨を定めています。環境基本計画を策定する中で、目標を設定し、年次等必要に応じて公表していきたいと考えています。また、現在、本市では、ごみ排出量の推移を毎月、ホームページで公表しています。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

【趣旨】

附則は、この条例の施行の日を定めています。